



島根県報

平成28年3月29日（火）

号外第50号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	（自然環境課）	2
島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（ " ）	2

公布された条例等のあらまし

◇島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（規則第17号）

1 規則の概要

- (1) 電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う引用する条項の整理（第15条関係）
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

◇島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第18号）

1 規則の概要

- (1) 電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う引用する条項の整理（第15条・第17条関係）
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第17号

島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

島根県自然環境保全条例施行規則（昭和52年島根県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「同条例」を「条例」に改める。

第15条第1号ウ(ニ)中「第2条第1項第16号」を「第2条第1項第18号」に改める。

第20条第1項第12号ア中「第22条の11第1号」を「第63条第1項第1号」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第18号

島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則（平成22年島根県規則第73号）の一部を次のように改正する。

第15条第1号ネ中「第2条第1項第16号」を「第2条第1項第18号」に改め、同条第10号イ中「第22条の11第1項第1号」を「第63条第1項第1号」に改める。

第17条第6号中「第2条第1項第16号」を「第2条第1項第18号」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。
